

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医保003
- (2) 調達件名 株式会社マクロジェン・ジャパン 血液からのRNA抽出作業費 他
 - ① 血液からのRNA抽出作業費
 - ② RNA-Seq解析費用(Novaseq6000 Transcriptom 100bp Paired End 60M)〜6Gb)
 - ③ データ解析費用
- (3) 納入期限 契約日から令和3年3月31日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学 医学系研究科保健学専攻
- (5) 見積方法 見積金額は、1サンプルあたりの単価を記載すること

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-7
国立大学法人大阪大学医学系研究科保健学専攻事務室会計係
電話 06-6879-2508
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年12月7日(月) 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

見 積 書

調達番号：医保003

調達件名：株式会社マクロン・ジャパン 血液からのRNA抽出作業費 他

- ① 血液からのRNA抽出作業費
- ② RNA-Seq解析費用 (Novaseq6000 Transcriptom 100bp Paired End 60M) 1ロット6Gb)
- ③ データ解析費用

見 積 金 額	① 1サンプル	金	円也
	② 1サンプル	金	円也
	③ 1サンプル	金	円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

仕 様 書

1. 請負件名 遺伝子発現解析 一式
2. 請負完了期限 2021 年 3 月 31 日
3. 代金の支払 請負代金は、作業完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 請負の完了 業務完了後は業務完了報告書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻会計係に提出するものとする。

6. 作業内容

提供サンプル：血液検体

I. RNA 抽出作業

提供された血液検体から指定の kit を使用して、totalRNA の抽出、精製を実施する。

II. 品質検査

下記項目について、提供する RNA の品質検定を行うこと。

- (1) Agilent BioAnalyzer または Tapestation での測定による品質確認

II. シーケンスライブラリーの作製及び品質確認

RNA の品質検定に合格したサンプルについては、以下の項目について次世代シーケンサーによるシーケンス解析のためのライブラリーの作成と調整を行うこと。

- (1) イルミナ社 TruSeq stranded Total RNA Library Prep Kit with Ribo-Zero Globin Human ライブラリー調整キットを用いたライブラリーの作成及び調整
- (2) Agilent バイオアナライザーまたは Tapestation によるライブラリーのサイズ確認
- (3) 定量的 PCR によるライブラリーの定量

III. 次世代シーケンサーによるデータ取得

イルミナ社 NovaSeq6000 を使用し、下記の条件でシーケンス解析を行うこと。

- (1) シーケンス方法 : ペアエンドシーケンス
- (2) 所得データ量 : 6Gbp/sample
- (3) 読み取り塩基長 : 100 塩基(両鎖解析)/1 リード

IV. シーケンスにより得られたデータを使用したデータ解析

III によって得られたデータを使用し、下記の内容でデータ解析を実施すること。

- (1) Reference 配列 GRCh38 にリードデータを mapping
- (2) 各サンプルの Expression profile の算出
- (3) 担当者が指定した比較パターンで発現量比較 (DEG) 解析

7. その他

- ・適切な安全管理措置をとり、解析サンプル中のヒト生体試料を適切に保管し、提供される匿名化された情報、及び取得される遺伝子データ等の情報漏えいが無いよう対応すること。また業務上知り得た情報については守秘義務を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項に際し疑事が生じた場合、速やかに大阪大学の担当者と協議を行い、双方合意のもとで作業を進めること。
- ・受注者は提供されたサンプルの品質に問題があれば、速やかに連絡すること。
- ・解析後の残余検体は返却すること。
- ・解析内容、納期について変更がある場合は、担当者より速やかに連絡すること。

8. 納品物

- 1) 作業報告書 一式
- 2) 解析データ 一式 （解析データは電子メディアに記録して納品する。）

9. 納品仕様

- ・納品物は **Report**、生データを納品すること。
- ・塩基配列（リード配列）のファイルは FASTQ 形式とすること。
- ・解析データ、解析サンプルは納品日を基準として 3 ヶ月間保管すること。

10. 納品場所

大阪大学大学院医学系研究科附属ツインリサーチセンター
(吹田市山田丘 1 - 7 D216)

契 約 書(案)

請負の表示 株式会社マクロジェン・ジヤパン 血液からのRNA抽出作業費 他

請負代金額 ① 血液からの RNA 抽出作業費
1 サンプルにつき 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
② RNA-Seq 解析費用(Novaseq6000 Transcriptom 100bp Paired End 60M リード 6Gb)
1 サンプルにつき 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
③ データ解析費用
1 サンプルにつき 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 森井 英一と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 受注者は、本契約に基づく資材(廃棄物)等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第5条 請負完了期限は、契約日から2021年3月31日までとする。
- 第6条 受注者は、納品の都度納品書を作成し、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科保健学事務室会計係に送付すべきものとする。
- 第7条 請負代金は納品確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 契約保証金は免除する。
- 第9条 受注者が正当な理由なく契約の全部または一部を履行しないときは、発注者は契約を解除することができるものとする。
- 第10条 受注者は、受注者の責に帰すべき理由により業務に支障が生じた場合は、受注者がその責を負うものとする。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年12月 日

発注者 大阪府吹田市山田丘2番2号
 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科
 研究科長 森井 英一

受注者

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。